

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	近江八幡市 個人住民税賦課及び収納に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

近江八幡市は、個人住民税賦課及び収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税賦課及び収納に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託(住民税システム運用保守業務委託)しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に個人情報保護に関する特記事項を追加している。

評価実施機関名

滋賀県近江八幡市長

公表日

平成27年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課及び収納に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、市内に在住する住民又は市外に在住する住民に賦課及び徴収するため、氏名、生年月日、性別及び住所等を帳票に記載する。番号法では、この賦課等の帳票に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載する。</p> <p>1 個人住民税賦課に関する事務 個人住民税課税台帳の整備及び賦課・証明書発行・統計処理等を行う。</p> <p>①課税台帳の管理、異動、照会 ②課税データ、給与所得者の異動届等の入力 ③課税原票の照会 ④納税通知書の出力・発送 ⑤返戻納付書等の照会 ⑥所得証明書、課税証明書、納税証明書等の発行 ⑦課税状況調等の統計出力</p> <p>2 個人住民税収納に関する事務 個人住民税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>①督促状等の出力・発送 ②収滞納状況の照会 ③滞納者の実態調査照会文書の回答依頼</p>
③システムの名称	個人住民税システム、確定申告支援システム、課税原票管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳ファイル、事業所台帳ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、申告受付情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル、国税連携情報ファイル、課税原票イメージファイル、宛名台帳ファイル、納付台帳ファイル、還付・充当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 :個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収、調査等)が「市町村長」の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に地方税に関する事務(賦課徴収等)が含まれる項(27)</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	税務課長 井田 喜之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	近江八幡市 総務部 総務課 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	近江八幡市 総務部 税務課 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる